

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人京都新聞社会福祉事業団（以下「当財団」という。）の定款第16条及び第35条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第29条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とし、週3日以上当財団の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。ただし、定款第16条第2項及び第35条第2項に定める費用弁済を除く。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、別表に定める常勤役員報酬月額表に基づき支給することができる。

- (1) 報酬
- (2) 役員賞与
- (3) 退職慰労金

2 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤理事の報酬月額は、別表に定める常勤役員報酬月額表に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

2 常勤監事の報酬月額は、常勤役員報酬月額表に定める範囲内で、監事同士の協議により定めるものとする。

3 評議員の報酬は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表に定める評議員の報酬に定める額とする。

4 非常勤役員の報酬は、別表に定める非常勤役員の報酬に定める額とする。

(役員賞与の支給額)

第5条 役員賞与は、毎年6月と12月に各々役員報酬月額(各々50万円を上限とする。)の3ヶ月分を支給することができる。

(退職慰労金の支給額)

第6条 退職慰労金は、常勤在職期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、退職慰労金は50万円を上限とする。

2 前項の退職慰労金は、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第34条第1号により解任又は辞任した者には、支給しない。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、給与規程に定めるところによる。

(準用)

第8条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項(支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等)については、別に定める職員を対象とする給与規程を準用する。

(公表)

第9条 当財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものと

する。

附 則

この規程は、公益財団法人京都新聞社会福祉事業団の設立の登記の日（平成22年7月1日）から施行する。

(別表)

1 常勤役員報酬月額表

(単位：円)

	月額
第 1 号	100,000
第 2 号	120,000
第 3 号	140,000
第 4 号	160,000
第 5 号	180,000
第 6 号	200,000
第 7 号	220,000

	月額
第 8 号	240,000
第 9 号	260,000
第 10 号	280,000
第 11 号	300,000
第 12 号	320,000
第 13 号	340,000
第 14 号	360,000

	月額
第 15 号	380,000
第 16 号	400,000
第 17 号	420,000
第 18 号	440,000
第 19 号	460,000
第 20 号	480,000
第 21 号	500,000

2 評議員の報酬日額

評議員会出席の都度、報酬として一人一律 10,000円

3 非常勤役員の報酬日額

理事会及び評議員会出席の都度、報酬として一人一律 10,000円

なお、監事による監査等についても、一人一律 10,000円